

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）</u></p> <p>X-1 （略）</p> <p>X-2 （略）</p> <p>X-3 諸手続（取引所取引許可業者）</p> <p>X-3-1 許可 金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 審査事項</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ その他</p> <p>イ. <u>金商業等府令第221条第9号</u>に定める「不公正な取引の防止を図るために講じている措置を記載した書面」により、インサイダー取引を防止するための措置、発注制限措置、及び委託取引を行う場合には、不公正取引を未然に防止するための注文管理・売買管理体制が整備されていることを確認するものとする。</p> <p>ロ. ～二. （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p><u>X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）</u></p> <p>X-1 （略）</p> <p>X-2 （略）</p> <p>X-3 諸手続（取引所取引許可業者）</p> <p>X-3-1 許可 金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 審査事項</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ その他</p> <p>イ. <u>金商業等府令第221条第10号</u>に定める「不公正な取引の防止を図るために講じている措置を記載した書面」により、インサイダー取引を防止するための措置、発注制限措置、及び委託取引を行う場合には、不公正取引を未然に防止するための注文管理・売買管理体制が整備されていることを確認するものとする。</p> <p>ロ. ～二. （略）</p> <p>（以下略）</p>